

○佐世保市食育推進会議条例

平成18年3月27日条例第17号

改正 令和2年3月19日条例第7号

佐世保市食育推進会議条例

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、佐世保市食育推進会議（以下「食育推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 食育推進会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第18条に規定する本市の食育推進計画の作成及びその実施の推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育に関する重要事項の審議及び食育に関する施策実施の推進に関すること。

(委員)

第3条 食育推進会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であつてもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 食育推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、食育推進会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 食育推進会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 食育推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 食育推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するとこ

ろによる。

(会議の公開)

第6条の2 食育推進会議の会議は、公開とする。ただし、食育推進会議において必要があると認めた場合は、非公開とすることができます。

(庶務)

第7条 食育推進会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(意見の聴取)

第8条 食育推進会議は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年6月1日から施行する。

(佐世保市附属機関設置条例の一部改正)

2 佐世保市附属機関設置条例（平成8年条例第18号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

附 則（令和2年3月19日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。